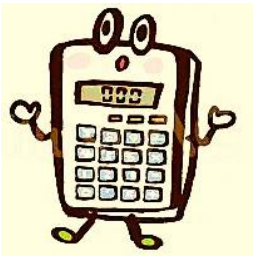
確定申告期相談会にむけて



1. 下記については当会ではご指導・ご相談できません。

確定申告が必要かを含め税務署にてご相談ください。

- ●譲渡（土地・建物売却）
- ●住宅借入金特別控除（初年度）
- ●暗号資産
- ●先物・ＦＸ
- ●外国税額控除

※申告相談時に税務署等で作成された内訳書・計算明細書等をご持参いただくと、他の所得と合わせて作成・提出ができます。**作成済み内訳書・計算明細書等が無い方は、当会で最終的な申告の作成相談が出来ません**のでご注意ください。

☆税務署での相談について

◆上記内容の令和８年分についてのご相談は令和９年１月から開始となります。
年内はご相談できません。

◆相談は予約制です。
まずご自身のスマートフォンに国税庁公式 LINE アカウントをお友達追加してください。追加した LINE のアカウントから相談の予約をします。
電話での予約は受付けていません。

国税庁公式 LINE アカウント

ご相談予約に関するお問合せは下記にお願いいたします。

川崎南税務署　電話２２２－７５３１（代）

2. ご持参いただく集計表等についてのお願い

◎簡易帳簿で記帳されている方

月別集計表は**合計金額**もお忘れなくご記入ください。

◎複式簿記で記帳されている方（65 万円控除）

手書きで記帳されている方

下書き用**決算書にご記入して**ご持参ください。

会計ソフトをご利用されている方

決算書をプリントアウトしてご持参ください。

決算書の作成にご不明点がある方は、「決算書作成サポート相談会」をご利用ください。年内の相談会でもご対応できます

